

A 1 種優先株式及びB 1 種優先株式 発行届出目論見書の訂正事項分

令和2年3月

株式会社 BASE 沖縄野球球団

この届出目論見書により行う A 1 種優先株式 80,000,000 円の募集及び B 1 種優先株式 160,000,000 円の募集については、当社は金融商品取引法第 5 条により有価証券届出書を令和 2 年 2 月 10 日に、同法第 7 条第 1 項後段により有価証券届出書の訂正届出書を令和 2 年 3 月 19 日に沖縄総合事務局長に提出し、令和 2 年 3 月 24 日にその届出の効力が生じております。

1 A 1種優先株式及びB 1種優先株式発行届出目論見書の訂正理由

2020年2月10日付で提出した有価証券届出書について、事業等のリスクの記載に変更が生じたので、2020年3月19日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出しました。これに伴い、A 1種優先株式及びB 1種優先株式発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正します。

2 訂正事項

第二部 企業情報

第2 事業の状況

2 事業等のリスク

3 訂正箇所

訂正箇所は_____野で示しております。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

(中略)

2【事業等のリスク】

(訂正前)

以下において、当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(中略)

(3) プロ野球人気低迷に係るリスクについて

(中略)

(4) 優先株式に係るリスクについて

(中略)

(5) 課税関係に係るリスクについて

(後略)

(訂正後)

以下において、当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2020年3月19日）現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(中略)

(3) 大規模な自然災害・感染症に係るリスクについて

2020年2月に発生した新型コロナウイルスの蔓延の懸念により、同年3月に予定されていた当社のプロ野球球団の試合は、中止又は無観客試合となったため、これらの試合に係る売上を計上することはできませんでした。当社は、新型コロナウイルスの感染リスクを慎重に見極めるとともに、当該リスクを低下させる各種の施策を実施し、早期に通常の試合を開催することを目指していますが、今後、感染症の更なる拡大やパンデミックにあたる状況が発生及び進行する可能性があり、通常の試合を早期に開催できるという保証はありません。

このように、台風、地震、津波等の自然災害並びに既存及び新型の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合、長期間にわたり他の野球球団との試合を行うことができない、又は試合を行うことができても無観客で行わざるを得ない等の事情により、当社が行うプロ野球球団の運営に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) プロ野球人気低迷に係るリスクについて

(中略)

(5) 優先株式に係るリスクについて

(中略)

(6) 課税関係に係るリスクについて

(後略)